

インドネシアの法律事務所が記入した回答を含む海外質問票¹

<設問>

Q1：2010年4月以降の制度等の変更の有無

2010年4月以降、貴国において、先使用権に関する制度等の変化（法律の改正、規則・運用の変更、裁判上での運用の変更、勝訴・敗訴の割合の傾向の変化など）はありましたでしょうか。変化があった場合には、その時期、背景をお教えてください。なお、我々の理解は以下です。

<我々の理解>

制度等の変化無し

<回答>

2010年4月以降、規則の変更はない。

<設問>

Q2：先使用権の根拠条文

先使用権に関する条文、規則について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

インドネシア特許法第13条、14条、15条 (No. 14, Year 2001 Regarding Patents)。

第13条

(1)本法の他の規定を鑑み、同一の発明に対して特許出願がなされた時点で発明を実施している者は、当該同一の発明に対して後に特許が付与されたとしても、先の使用権者として引き続き当該発明を実施する権利を有する。

(2) (1)にいう規定は、優先権の主張を伴ってなされた特許出願に対しても適用される。

第14条

第13条にいう規定は、当該発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をした場合には、適用されない。

第15条

(1)第13条にいう発明を実施している者が、前記の同一の発明に対して特許を付与された後に総局に対してその発明の特許出願をする場合、その者は先の使用権者として認められる。

(2)先の使用権者としての認定の願書には、当該発明の実施が、特許出願がされた発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。

(3)先の使用権者としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。

(4)先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。

(5)先使用者証明書取得のための手続は政令に規定される。

<回答>

上記のインドネシアにおける先使用権の法的根拠に関する理解で正しい。

2010年4月以降に追加された情報や変更はない。実際、インドネシア特許法の制定以降、追加された情報や変更はない。

<設問>

Q3：詳細な文書の有無

貴国に、先使用権制度に関する施行規則等の詳細な規定がありましたら、その内容についてお教えてください。

¹ 特許庁委託の平成27年度産業財産権制度問題調査研究において、海外質問票をインドネシアの法律事務所 (Hadiputranto, Hadinoto & Partners (a member of Baker & McKenzie in Indonesia) (Mr. Daru Lukiantono | パートナー / インドネシア弁護士) <http://www.hhp.co.id>) に送付し、これに対して法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文です。インドネシアの法律事務所に対しては、英語で海外質問票及び回答を得たところ、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文の和訳を掲載しています。

<我々の理解>の記載については、特段の記載がない限り、「平成22年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「先使用権制度に関する調査報告書」 社団法人日本国際知的財産保護協会 2011年3月」の結果を参考にして作成され、事前に回答者に示されたものです。また、<設問>又は<我々の理解>においてウェブサイトのURLを付記した情報は、海外質問票の送付時の当該ウェブサイト掲載内容に基づくものです。

<回答>

インドネシアにおいては、これまでのところ、先使用権に関する特別な規則は出されていない。したがって、インドネシアでは、先使用権制度に関する詳細な文書は存在しない。

<設問>

Q4：趣旨（経済説、公平説等）

貴国の先使用権制度の趣旨について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用権制度は、インドネシア特許庁に特許出願をしていない、善意の先使用者を保護することをその目的としている。この場合、当該発明の所有者は、当該発明の実施に当たって先使用者とみなされるが、この権利は、当該特許に対する保護の消滅又は存続期間の満了と同時に消滅する。しかしながら、先使用者は、他人がその同意なく次に掲げる行為を行うことを禁ずることを内容とする特許権者としての排他的独占権は取得しない。

A：製品特許の場合：特許製品の製造、使用、販売、輸入、貸与又は引渡しをすること、あるいは、その販売若しくは引渡しを可能とすること。

B：方法特許の場合：製品を製造する目的で、特許権の付与された製造方法を使用し、(1)に定める行為を行うこと。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q5：制度導入の背景（特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか）

貴国の先使用権制度の導入の経緯あるいはモデルとなった法制について、お教えてください。

<回答>

先使用権制度は、善意で先に使用を行っていた者を保護するために導入されたものである。

<設問>

Q6：先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

インドネシア特許法第13条、14条及び15条（又はその他）で認められる先使用権の個々の要件とその解釈について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

発明の実施者は、同一の発明につき特許が付与された場合には、知的財産権総局に、先使用者としての認定を求める申請をしなければならない（第15条(1)）。

当該申請には、当該発明が特許出願に係る発明の明細書、図面、見本その他の情報を使用して実施されたのではないことを証明する証拠を添付しなければならない（第15条(2)）。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q7：善意の意味（条文上の有無と定義の有無）

インドネシア特許法第13条(1)の規定では、「善意」を意味する用語が要件として求められていると我々は理解しています。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<回答>

その理解で正しい。先使用者は善意で行動していた必要がある。

これまでのところ、実施規則は出されていないので、「善意の」要件の意味を明記する追加的な情報や変更は存在しない。

<設問>

Q8： 当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか

出願人から発明を知得していた場合に先使用権は認められるか否かについて質問します。

インドネシア特許法第 14 条によれば、先使用者が、特許出願がなされている発明の明細書等を通じて発明を知得した場合には、先使用権が与えられないと認識していますが、そのような理解で正しいでしょうか？また、先使用者が、特許出願より前に発明者から特許出願以外の出版や講演等の手段を通じて発明を知得した場合には、先使用権が与えられますでしょうか？

<回答>

その理解で正しい。インドネシア特許法第 14 条は、先使用権者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をした場合には、先使用権を付与されないと明確に規定している。

上記の規定から、出版を通じてであろうと、講演によるのでであろうと、特許出願がなされている発明の明細書、図面についての情報又はその他の情報を、先使用権者がどのような方法で入手したかにかかわらず、先使用権は与えられないものと我々は考える。

換言すれば、先使用権者が出版又は講演により入手した情報が、特許出願がなされている発明の明細書、図面又はその他の情報についてでない限りは、先使用権者には、先使用権が認められる。

<設問>

Q9： 先使用権の基準日はいつか

インドネシア特許法第 13 条には、「同一の発明に対して特許出願がなされた時点で」とあります。この特許出願日について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

インドネシア特許法第 13 条では、先使用権の基準日は「同一の発明について特許出願がされた日」と規定されているが、これは、後に出願された発明の出願日（方式要件を満たした特許出願の受理日）を意味していると考えられる。

<回答>

インドネシア特許法第 13 条に基づき先使用権の基準日は「同様の発明について特許出願がなされた時点」であるという貴所の理解で正しい。これが、インドネシアでの出願日であるか、又は優先権が主張されている場合には、優先日であると具体的に言及しているのかについては、これ以上の情報はない。したがって、本条の基準日が何を意味するのかについては、議論の余地があり、解釈の余地がある。

もっとも、インドネシア特許法第 3 条を参照すれば、同条は、発明は、出願日において当該発明が先行技術と同一でない場合、新規性を有するとみなされると定めている。この先行技術とは、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭説明若しくは展示又はその他の方法で、出願日又は優先日より前に、当事者が当該発明を実施することができるように公表されている技術のことである。インドネシア特許法の第 3 条と第 13 条を連結させるためには、第 13 条の基準日は、出願日又は優先日のいずれかを言及しているはずである。

<設問>

Q10： 実施の準備の意味（定義の有無）

インドネシア特許法第 13 条では、先使用権を認める状態を特許出願の対象を「実施」している者のみとしています。他の諸国にあるように「発明の実施のための準備」に基づく先使用権はインドネシアにはないと考えています。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

一部の外国で採用されている「発明の実施のための準備」に基づき先使用権を認める手続は、インドネシアにはない。先使用者としての認定を取得するための要件及び手続は政令により定められるが、今のところそのような政令は公布されていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q11： 実施又は準備の実行場所

実施又は実施の準備が先使用権の要件となっている場合、その行為は、どこで行うことが求められていますか（国内、条約締約国の範囲内等）。

<回答>

インドネシア特許法はこの点について規定を置いていない。

<設問>

Q12： 特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか

基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合について質問します。

先使用権の要件である実施について、その実施は出願日あるいは優先日以前に実績があれば十分なのか、あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのか、特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用権は認められるのか、これらの点について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

法律は発明を実施している者のみに対して、先使用者としての認識を与えている、それゆえ、実施を中断していた者は含まれない。

<回答>

インドネシア特許法第13条は、上記の状況について明確には規定していない。先使用権を認められるための手続に関してより具体的に定める規定は、現時点では制定されていないが今後政府規則において実施されることになる。

上記の政府規則はまだ成立していないので、インドネシア特許法の他の規定を利用して、この場合について検討しなければならない。第13条において理解する必要のあるキーワードは、「本法の他の規定を鑑み」という文言である。これは、実施されている発明が少なくとも、第4条で定められている要件に従っていないということである。

第4条

(1) 発明は、特許出願前最長6月以内になされた次の場合には、既に公表されたものとはみなされない。

(a) その発明が、インドネシア国内若しくは国外における公の若しくは公と認められた国際博覧会において又はインドネシア国内における公の若しくは公と認められた全国博覧会において既に展示された場合

(b) その発明が、研究開発の目的のために試験の枠内で、その発明者によりインドネシア国内で既に実施されている場合

(2) 特許出願がなされる前12月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で他の者が発明を公表した場合にも、発明は既に公表されたものとはみなされない。

<設問>

Q13： 輸入行為が対象となるか

貴国において、輸入する行為は先使用権の対象となるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

特許法第13条(1)には、先使用権を発生させる要件として、「同一の発明に対して特許出願がなされた時点で発明を実施している者」と規定されている。ここで、第16条には「特許を実施する行為」として輸入が含まれている。したがって、輸入行為は先使用権を発生させる対象となる。

<回答>

第13条は、先使用権者による実施権について明記しておらず、また先使用権者が全ての主題について発明を実施する権利を有し得ることも明記していない。したがって、我々は、先使用権においては、輸入を含め、第16条に基づく「特許の実施」行為の全範囲が認められるわけではないと理解している。

<設問>

Q14： 輸入販売の先使用权

外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用权を確保するために留意すべき事項について、お教えてください

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いていない。

<設問>

Q15： 輸出行為が対象となるか（純粋な輸出行為が特許侵害となる場合）

貴国において、輸出行為が先使用权の対象となるかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

特許法第16条によれば、特許の排他的権利に輸出が含まれていない。したがって、輸出行為は特許権の侵害行為ではない。

<回答>

第13条は、先使用权者による実施権について明記しておらず、また先使用权者が全ての主題について発明を実施する権利を有し得ることも明記していない。しかし、輸出は、第16条の「特許を実施する」行為の一つに含まれないので、我々も、特許製品の輸出は特許権の侵害を構成しないと考える。

<設問>

Q16： 実施の意味（新規性との関連：公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか）

インドネシア特許法第13条では、先使用权の要件として「実施」が規定されています。この実施に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用权の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。これらを踏まえ、先使用权の要件である「実施」と特許の無効との関係についてお教えてください。

<回答>

第13条は、先使用权に関係してそれ以上は「実施」について定めていない。もっとも、第13条は「本法の他の規定を鑑み」とも規定しているので、この場合の実施は、第3条及び第4条に定められている実施要件に反しないものだと考えられる。

<設問>

Q17： 先使用权者が実施できる範囲（物的範囲）

インドネシア特許法第13条では先使用权者に「先の使用者として引き続き当該発明を実施する権利を有する」ことを認めています。先使用权者が実施を継続できる範囲についてお教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いていない。我々の理解では、先使用权の実施範囲は、特許権の実施範囲と同一でも、それより狭くもない。とはいえ、これについては、今後、政府規則で規律されると考えられる。

<設問>

Q18： 生産規模の拡大の可否

先使用权者は、他者の出願後に、生産規模を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いていない。

<設問>

Q19： 輸入数量の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、輸入数量を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いていない。

<設問>

Q20： 実施地域の変更の可否

先使用権者は、他者の出願後に、実施地域の変更をすることが認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの点について規定を置いていない。

<設問>

Q21： 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更の可否

先使用権者は他者の出願後に、実施行為（製造、販売、輸入等）の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについてお教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの状況について規定を置いていない。第13条は、実施行為の変更が可能であると定めていないので、我々の理解では、インドネシア特許法に基づく他の規定に抵触しない限り、又は特許発明を侵害しない限りは、先使用権者は実施行為を変更することができる。

<設問>

Q22： 実施形式の変更（製法の変更）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなどの実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用するA合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用するA合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用するA合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できるこれ以上の情報はない。

<設問>

Q23： 実施形式の変更（改造等）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）の実施形式の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できる情報はない。

<設問>

Q24： 下請企業と元請け企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令によ

り生産を行って、製品の全量を引き取る形態)というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのか、また、仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのかについてお教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できる情報はない。

<設問>

Q25： 対抗要件（登録要否）

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度が設けられているのかについて、以下のよう
に理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

登録制度は設けられていない。インドネシア特許法第15条(5)において、先使用者としての認定を取得するための手続は、政令により定められると規定されているが、現在までのところそのような政令は制定されていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q26： 第三者に効力が及ぶか（再販売）

他者の出願後（優先日以降）において、先使用権者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのかについてお教えてください。

<回答>

インドネシア特許法は、先使用権に対して認められ得る実施の具体的な範囲について定めていない。もっとも、先使用権に係る実施に、販売、製造などが含まれているとすれば、我々の理解では、別の者による（優先日以後の）特許出願日以降に先使用権者が製造した製品を購入した第三者がする「実施又は販売（再販売）」は、特許権の侵害を構成しない。

<設問>

Q27： 移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）

先使用権の移転の可否について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

インドネシア特許法第67条(1)に基づき、相続以外では第13条に規定された先使用者の権利を移転できない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q28： 大が小を飲む合併

先使用権を有する企業の買収や先使用権を有する企業の分社により、先使用権がどのように移転するかの具体的なケースについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用権が移転できないことを考慮に入れば、当該譲受会社には先使用権は適用されず、また、当該会社の目的のために権利行使することはできない。

インドネシア特許法第15条(5)によれば、「先使用者としての認定を取得するための手続は、政令により定められる」とされているが、現在までのところインドネシアにおいて当該事項に関する政令は制定されていない。したがって、これ以上の詳細を提供することができない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q29： グループ企業で先使用権を共有

例えば、グループ企業の一企業に先使用権が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用権が認められるのか、また、子会社に認められた先使用権は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用権は子会社にも認められるのかについて教えてください。

<回答>

我々の理解では、先使用権は、先使用権者として認識されることを要請する者又は団体についてのみ言及しており、他の人物又は同一系列の企業への拡張は言及されていない。

<設問>

Q30： 外国産品の輸入販売で製造の先使用権が得られるか

グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用権は認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、教えてください。

<我々の理解>

先使用権には製造も含まれる。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できる情報はない。

<設問>

Q31： 移転の対抗要件（移転後の登録）

貴国において、先使用権の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御説明ください。なお、我々は調査により以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、教えてください。

<我々の理解>

特許法第67条(1)に基づき、相続の場合を除いて先使用権の移転はできないが、相続の場合には、同条(2)に基づき、権利の移転は手数料の支払により記録され、かつ、公告される。

<回答>

我々の理解では、インドネシアで先使用権の移転が認められる場合には、少なくともインドネシア特許法第67条(1)に従っていないなければならない。

<設問>

Q32： 再実施許諾の可否

貴国法における先使用権者の再実施を許諾する権原の有無について、教えてください。

<我々の理解>

現在までのところ、当該事項に関する規定はインドネシアにおいて制定されていない。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できるこれ以上の情報はない。

<設問>

Q33： 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用权が消滅又は放棄されたと判断されることが、例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にあるのかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシアでは、先使用权の消滅は、インドネシア特許法第 15 条第 4 項に基づく（すなわち、先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる）と定めているだけである。

<設問>

Q34：先使用权の対価

先使用权が認められた場合、先使用权者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用者もロイヤルティを受ける権利を有することを考慮に入れば、先使用者が特許権者に対して対価又はロイヤルティを支払う必要はない。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できる情報はない。

<設問>

Q35：先使用权制度の普及啓発

貴国で先使用权制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できるこれ以上の情報はない。

<設問>

Q36：先使用权の利用状況

貴国での先使用权制度の利用頻度について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ほとんど利用された例がない。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できる情報はない。

<設問>

Q37：先使用权の判例の利用可否

貴国において、先使用权を争った裁判例について、データが公表されていまして、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

<回答>

先使用权に関する最近の情報や判例はない。

<設問>

Q38：先使用权主張の目的（抗弁か確認）

貴国で先使用权制度が利用される場面について、お教えてください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていない

いので、これに関するデータはない。

<設問>

Q39：先使用権が認められた典型的な例

先使用権に関連した判決について、判決が出されていたら、以下に事案を記載するとともに、それぞれの「事件名」、「判決日付」、「判決番号」、「判示事項」及び「事件の概要」を御紹介ください。

<回答>

インドネシアにおいて先使用権が争われた裁判例を見つけることはできなかった。

<設問>

Q40：外国企業の裁判例

先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

<回答>

インドネシアにおいて先使用権が争われた裁判例を見つけることはできなかった。

<設問>

Q41：先使用権立証の証拠

ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、お教えください。

<回答>

インドネシア特許法はこの問題について規定を置いておらず、実施規則もこれまでのところ出されていないので、これについて提供できる情報はない。

インドネシア特許法では、特許に関する紛争は商事裁判所で判断されることに留意されたい。商事裁判所は、民事裁判所である。改正民事訴訟法 164 条によれば、商事裁判所に提出することのできる証拠には、以下の 5 種類がある。

1. 書証（発明に関するあらゆる文書、媒体の形式は問わない）
2. 証人の証言
3. 推定
4. 自白
5. 宣誓

外国の証拠については、当該宣誓供述書が商事裁判所に証拠として受け入れられるためには、さらに二つの段階を経る必要がある。①当該文書が公証人によって公証を受けていること。②公証を受けた後で最寄りのインドネシア領事館によって認証されていること。

<設問>

Q42：公証制度の有無（宣誓供述書の利用）

我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度があるかについて、お教えください。

<回答>

インドネシアは、特許書類の日付を商事裁判所に証拠として立証するための手段として、タイムスタンプ制度を認めていない。

インドネシアでは、公証人は、宣誓供述書が権限ある者によって作成されたということを証明するために、公証人の前で当該文書に署名をするよう求める。文書の日付を証明するために、公証人は、公正証書の最初のページに例えば以下のように記載する。

「本日、2015 年 2 月 16 日（16-2-2015）インドネシア時間 18 時 05 分に、南ジャカルタ行政市の法学士、公証人である小職 Mr. X の面前に出頭した。出頭した人物を以下に記載する。」

我々は、公正証書に記載された日付と時刻の情報は、商事裁判所に証拠として提出されるための罪体（出来事の日付と時刻）原則を満たしていると考えます。

<設問>

Q43： 公証制度

貴国において公証制度を提供している代表的な機関の連絡先、HP、料金、利用方法について、お教えてください。

<回答>

インドネシアには、公証制度について規制する当局は存在しないことに留意されたい。インドネシアには、公証人の倫理規則を規制する専門職機関であるインドネシア公証人連合会がある。

インドネシア公証人連合会のウェブサイトは、<http://www.ikatannotarisindonesia.or.id/>である。

<設問>

Q44： 提供される具体的な公証サービスの内容

我が国では公証サービスとして、確定日付、私署証書、事実実験公正証書、電子公証等が提供されています。貴国において、公証制度のもと提供される公証サービス（タイムスタンプを除く）について具体的にお教えてください。

<回答>

一般論としては、公証制度は、認証された文書（すなわち真正な証書）が商事裁判所において証拠として受け入れられるための証拠活動についてしかサービスを提供しない。

<設問>

Q45： 公証の裁判での法的効力

貴国において、公証によって保証される裁判での法的効力についてご説明ください。

<回答>

インドネシア民事法典第 1868 条によれば、真正な証書とは、法律によってあらかじめ定められた一定の形式によって、または、公職の面前で作成された証書を意味する。この関係で言えば、公職とは公証人のことである。

一般論としては、公証人の面前で作成された証拠を有することは、企業の役員が全ての文書は真正な写しであると証明し公証を受けて認証された宣誓供述書を有することよりも、はるかに好ましい。実際、上述のように、写しの真正性について証明する権限のある者とは、代表取締役や企業の文書保管者ではなく、公証人である。公証人の面前で作成された文書を使用しない場合、訴訟の相手方から、企業の文書を証明した人物の法的資格について問題にされる可能性を残すことになり、証拠の法的価値は下がることになる。このような場合には、証拠の価値を較量する裁判官の合議体の裁量判断に頼ることになる。

<設問>

Q46： 公証の裁判事例

貴国において、公証（タイムスタンプを除く）の証拠力が裁判で争われた事例がありましたら、お教えてください。

<回答>

我々の知る限り、公証に関連した最近の裁判例はない。

<設問>

Q47： 製品に対する公証の活用方法

例えば、製品そのものを、先使用権の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、お教えてください。

<回答>

先使用権に関する裁判例や規則は存在しないので、この点に関する情報は無い。

<設問>

Q48： 映像に対する公証の活用方法

例えば、製造方法を記録した映像を、先使用権の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、お教えてください。

<回答>

先使用権に関する裁判例や規則は存在しないので、この点に関する情報はない。

<設問>

Q49： 企業での公証の利用状況

貴国の企業が、先使用権の証拠を確保するために、公証制度を具体的にどのように活用しているかについて、公表された資料あるいは貴事務所での知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

先使用権に関する裁判例や執行規則は存在しないので、この点に関する情報はない。

<設問>

Q50： タイムスタンプ機関及び運営主体等

貴国において、タイムスタンプサービスを提供する機関、運営企業等について、その主体、開始時期、サービス概要、運用実績について、お教えてください。

<回答>

インドネシアでは、商事裁判所に証拠として立証するための手段としてタイムスタンプ制度を認めていない点に留意されたい。

<設問>

Q51： タイムスタンプの証拠力をさらに高める公的機関

タイムスタンプが付与された資料の証拠力を高めるサービスを提供する公的機関があれば、その具体的内容とともに教えてください。なお、我々の理解は以下です。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q52： タイムスタンプ会社と ISO の関係

貴国において、タイムスタンプサービスを提供している会社は ISO（ISO/IEC 18014）に準拠しているかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q53： タイムスタンプの証拠力

貴国において、タイムスタンプの証拠力について法上の規定は存在するかについて、お教えてください。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q54： タイムスタンプの裁判事例

貴国において、タイムスタンプの証拠力が裁判上争われた事例について、詳細にお教えてください。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q55： 外国のタイムスタンプの訴訟での有効性

貴国において、貴国以外の国で付されたタイムスタンプの訴訟上の有効性についてお教えてください。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q56： 企業のタイムスタンプの利用状況

貴国の企業が、先使用权の証拠を確保するために、タイムスタンプサービスを具体的にどのように活用しているのか、公表された資料あるいは貴事務所の知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q57： 裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証する手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証するための一般的な手段（例えば、裁判所にどのような書類を提出するか、等）をお教えてください。

<回答>

インドネシアではタイムスタンプ制度が認められていない点に留意されたい。したがって、この点について述べるような詳細事項はない。

<設問>

Q58： 公証、タイムスタンプ以外の証明力を高める手段

貴国において、公証、タイムスタンプ以外に証拠資料の証明力を高めるため訴訟において有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

上の Q45 に対する回答を参照されたい。

<設問>

Q59： 裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データに関して、その存在を立証する一般的な手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データの存在を立証（電子データの日付の立証、当該日付以降に電子データの変更・改ざんがないことの立証等）する有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

インドネシアの裁判においてタイムスタンプが付されていない電子データの存在について立証する効果的な方法はない。

少なくとも、当該電子データにアクセスした（または印刷した）日付は立証することができる。

<設問>

Q60：先使用権制度改正の動き

貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議はあるかについて、お教えてください。

<回答>

2015年特許法改正法案の中では、先使用権に関する規定の改正が予定されている。当該法案においては、先使用権者は、相続による場合を除き、ライセンスの付与にせよ権利の移転にせよ、先使用権を他の者に移転することはできない。さらに、先使用権者は、発明を実施する権利を行使できるのみであり、他の者が当該発明を実施するのを禁止する権利は有さない。